

令和5年4月1日から

## 生活資金貸付事業が変わります

(令和5年2月2日理事会決議)

生活資金貸付事業の利用者増加に伴い、制度の見直しを実施しました。

生活資金貸付事業の原資は、皆さんの大切な掛金です。ルールを守ってご利用ください。

### 【変更点】

変更項目	変更内容	変更理由
1 貸付限度額	金額200万円かつ退職一時金の70%以内 (退職一時金の70%以内が追加)	退職ではなく退会した場合、退会給付金で借入額を相殺できない場合がある為
2 借り換え	直近6ヶ月以内に2回以上延滞が発生した場合は、借り換え不可	借り換えにて延滞を繰り延べするケースが散見される為
3 資金使途	金額が確認できる書類の提出を必須 (見積書・パンフレット等)	生活に必要な資金の借り入れに限定する為 (遊興費等の借入れはできません)
4 休職中の借入れ申し込み	休職中の借入れ申し込みは不可	返済は、給与天引き必須だが、休職中は給与の支払いが無く天引きできない為
5 賞与時加算返済	賞与時加算返済の取扱いを廃止  ※現在、ボーナス併用払いをご利用の方は変更ありません。	賞与の支給は不確定の為
6 一部繰り上げ返済	一部繰り上げ返済の取扱いを廃止	一部繰り上げ返済の取扱いがない為
7 法人外異動	貸付金利用中に法人外異動する場合は、旧施設を退職扱いとし退職一時金と相殺	法人外異動の場合、給与天引きの返済が新施設でも継続できるとは限らない為
8 期限の利益喪失	倒産手続き（破産手続き、民事再生手続き）等がおきた場合は、期限の利益を喪失し 直ちに全額返済	退職（退会）時まで、返済を保留することで返済が長期化する可能性がある為

生活資金貸付事業をご利用になる方は、事前に共助会までご連絡をお願いいたします。

千葉県社会福祉事業共助会 TEL：043-245-1729

# 申込から貸付金振込までの流れ

①	事前相談 ↓	貸付制度の内容、手続き等について、必要書類を確認のうえ事務担当者から共助会へ事前相談(連絡)をお願いします。
②	加入者 ↓	<ul style="list-style-type: none"> <li>・様式第27号生活資金貸付金借用申込書</li> <li>・様式第29号生活資金借用証書</li> <li>・預金口座振替依頼書(契約者欄の記入・押印)</li> <li>・資金使途のわかる書類 (パンフレット・見積書等)</li> </ul> <p>【※借り換えの場合】 様式第14号-1「生活資金貸付金相殺のお願い」も提出して下さい。</p>
③	法人・施設 ↓	<ul style="list-style-type: none"> <li>・様式第27号生活資金貸付金借用申込書</li> <li>・様式第29号生活資金借用証書</li> <li>・預金口座振替依頼書(預金者欄の記入・押印)</li> <li>・資金使途のわかる書類 (パンフレット・見積書等)</li> </ul> <p>(注意)過去に延滞履歴のある場合や、申請内容に不備がある場合は、希望通りの貸付ができないことがあります。</p>
④	共助会	貸付が決定した場合、貸付金返済明細表を法人・施設宛へ送付(施設保管用／本人用) 加入者口座に貸付金を振り込み。

